

清水港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

令和 6 年 2 月

清水港港湾管理者

静 岡 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・令和３年　２月　第４１回静岡県地方港湾審議会
- ・令和３年　３月　交通政策審議会第８１回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・令和４年　１０月　第４３回静岡県地方港湾審議会

の議を経た清水港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾の環境の整備及び保全	2
1 港湾環境整備施設計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3

変更理由

1. 清水港日の出地区において、海岸（防潮堤）事業と民間開発の連携した緑地整備の見直し、および、静岡市における文化施設の整備に対応するため、土地利用計画を変更する。

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

1－1 日の出地区

良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について、以下のとおり計画する。

- (1) 海岸（防潮堤）事業と民間開発の連携した緑地整備の見直しに対応するため、緑地を次のとおり計画する。

緑地 1 h a [新規計画]

土地造成及び土地利用計画

港湾環境整備施設計画に対応するとともに、静岡市の文化施設の整備により、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地利用計画

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交通厚用地	流生用地	工業用地	都機能用地	市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	廃棄物処理施設用地	海処用地	面分地	公用	共地	合計
日 出	(6) 6	(8) 8	(7) 7					(1) 1		(5) 5						(26) 26

注1:()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2:端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

注3:今回の変更に係る地区のみ記載した。

計画変更箇所位置図



清水港港湾計画図（日の出地区）

